

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
17	小沢 映子（27）	<p>1. 障害者優先調達推進法について</p> <p>障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要となる。</p> <p>このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要である。</p> <p>このような観点から、平成25年4月1日から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものである。</p> <p>同年、調達の推進に関する基本方針が閣議決定された。</p> <p>富士市でもこれに基づき、障害者就労施設等からの物品調達方針が策定されている。そこで以下質問する。</p> <p>(1) 障害者優先調達推進法の対象となる施設と、物品調達の内訳と推移を伺う。</p> <p>(2) 静岡県は前年度を実績で上回るとの目標を示し、「1所属1発注」を掲げ、平成30年度では17.8%増の6400万円であった。富士市での調達目標や方針があれば伺いたい。</p> <p>(3) 物品や役務のマッチングが課題になると考えられるが、どのような方策をとっているのか。</p> <p>2. 教育機会確保法と夜間中学について</p> <p>夜間中学とは、公立の中学校の夜間学級のことをいう。戦後の混乱期で義務教育を終了できなかった人や、さまざまな理由から本国で義務教育を終了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の方など多様な背景を持った人たちが一生懸命学んでいる。</p> <p>平成27年8月、文部科学省は方針を変え、義務教育を卒業した人の再入学を認めることになったため、最近では、学校の配慮から形としては中学校を卒業していても不登校や虐待などの理由で十分に通うことのできなかった人たちの学び直し場としての役割も期待されるようになった。</p> <p>平成27年度、静岡県は国の委託事業を受け、中学校夜間学級についての検討委員会を設け、富士市教育委員会からも委員を出したが、問い合わせがないためニーズが見えないとの理由で、夜間学級設置を見送っている。</p> <p>その後、平成29年に初めての不登校の児童生徒に関する法律、「教育機会確保法」が施行され、夜間中学の期待はますます大きくなった。申請をすれば、卒業していない不登校の児童生徒も通学できる道が開かれることになった。そこで以下質問する。</p> <p>(1) 令和元年7月、県が市町の教育担当を集めて調査結果を踏まえた夜間中学についての説明があったと思うが、その内容を教えていただきたい。</p> <p>(2) 夜間中学の検討から3年以上経過し、その間、教育機会</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
17	小沢 映子（27）	<p>確保法も施行され、夜間中学の必要性が改めて注目されている。富士市での新たな見解を伺いたい。</p> <p>(3) 県は個別の聞き取り方式で、対象と思われる県民108人に調査している。富士市では県のように夜間中学のニーズ調査をする考えはないのか。</p>	<p>市 長 及 び 教 育 長 担 当 部 長</p>